事例No.	100
公表年度	H28
団体の属性	指定都市
団体名	大阪府大阪市

事例区分	第三セクター

タグ	・会社法法人 ・歳入確保

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（出資引揚（民営化））

事例内容・タイトル

譲渡制限付株式の売却（民間活用・委託）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	譲渡制限付株式の売却
団体名	大阪市
法人名	(株)海遊館

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	2,681,555
標準財政規模(百万円)	766,606
財政力指数	0.92

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

大阪市	500(25.0%)
その他	1,500(75.0%)
役職員数(人)	14

[経営状況]

経常収益	5,893
経常損益	1,216
当期純損益	767

(単位:百万円)

資産	12,636
負債	3,048
純資産	9,588

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(株)海遊館は、天保山地区において、大都市のウォーターフロントに相応しいリゾート空間を創出するという目的で、水族館やショッピングセンターを運営する会社として昭和 63 年4月に大阪ウォーターフロント開発(株)の名前で設立した。

設立の趣旨は、当時世界的な潮流となっていたウォーターフロントの再開発は豊富なノウハウを持つ民間企業と、地域の再開発を担う自治体が密接に連携することにより可能となると考えられていたことから、第三セクター方式による事業展開を図ることとしたものである。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、本市保有株式を売却することにより、本市の関与を見直した事例である。

取組み内容としては、『海遊館』の運営により、法人の経営状況も安定し、水族館を核とした築港地域の再開発事業という本市の出資目的は一定達成されたと考えられたことなどから、平成 24 年7月に大阪市改革プロジェクトチームで取りまとめられた「外郭団体見直しの方向性」における「本市所有株式を売却し外郭団体の位置付けを廃止すること」との方向性に基づき、本市が保有する株式を株主である民間企業に売却することにより、本市の関与を見直し、外郭団体の指定を解除したものである。

2．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

大阪市では、従前より外郭団体を行政の補完・代替機能を果たす団体として位置付け、公共的・公益的な事業やサービスを安定的に提供するという観点から活用してきた。しかし、本市の厳しい財政状況に対応し、市政運営の透明性・公正性・効率性の確保のために、「民間でできることは民間に」という市政改革の方針に沿って、外郭団体のあり方や市としての関与を抜本的に見直す必要が生じた。

そこで、外部有識者で構成する「大阪市外郭団体評価会議（現大阪市外郭団体評価委員会）」の意見を踏まえて、平成 24 年 7 月に大阪市改革プロジェクトチームとして「外郭団体見直しの方向性について」を取りまとめ、外郭団体の自立化等の取組を進めてきた。

この「外郭団体見直しの方向性について」において、（株）海遊館は経営状況も安定し、水族館を核とした築港地域の再開発事業という本市の出資目的は一定達成されたという考え方から、「外郭団体としての位置付けが必要ない団体」として、本市所有株式を売却し、外郭団体としての位置付けを廃止するとの方向性が示された。

海遊館は、多くの市民が利用する施設である一方で、テーマパークやアミューズメント施設としての要素も強く、市外の方の利用が非常に多くなっており、また、海外からの利用者も増加傾向にあることから、その意味でも本市の出資目的は一定果たしたものと考えられる。

これらを踏まえ、市の関与を見直し、株式を売却することが海遊館の今後のあり方として、望ましく、また、築港地区の活性化に繋がるものと考え判断したものである。

＜経営状況の推移＞　（単位：百万円、万人）

	H22	H23	H24	H25	H26
売上高	5,674	5,563	5,543	6,527	5,850
経常損益	887	836	962	1,388	1,216
純資産	7,151	7,755	8,211	8,900	9,588
来館者数	230	224	217	242	219

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点について

Ａ 資本的関与である資本金にかかる保有株式の解消

Ｂ 財政的関与である貸付金の解消

②課題・論点解決に向けての検討内容について

Ａ 譲渡制限付株式であるため株式売却には会社の承認が必要

Ｂ 貸付金の全額償還が必要

③決定された取組方針（解決策）とその決定理由について

Ａ 既存株主に対する株式売却

Ｂ 貸付金の一括繰上償還

3．取組の具体的内容（つづき）

(2)取組の具体的な進め方

①取組の推進体制等について

・港湾局所管の外郭団体（6団体）を監理する体制や人員により対応

・売却候補先との交渉は課長代理級以上の職員を中心に実施

・株価算定などの実務は係長級以下の職員を中心に実施

②関係者との調整内容・調整過程等について

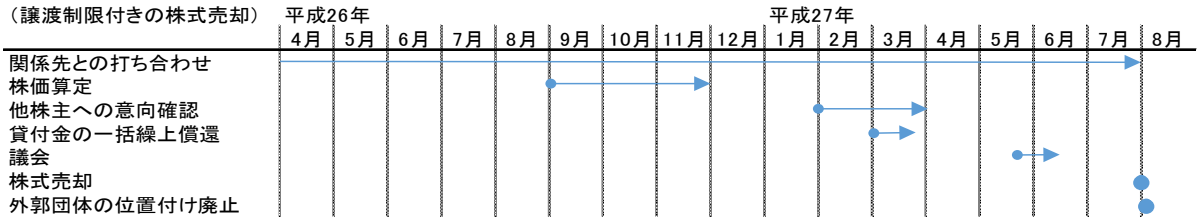
・関係団体　主要株主に対して本市保有株式の取得を打診した。他の株主に対して取得の意思を確認するとともに、売却候補先と売却価格、時期及び売却条件を調整した。

・外部機関　特になし。

・議会及び行政内部

附属機関である外郭団体評価委員会への諮問等を経て、株式売却に関する議案を提出し可決された。（本市において、予定価格が1億円以上の株式売却は、条例の規定により議会の議決が必要）

③取組のプロセス（スケジュール）について



4．取組の効果

・本市が保有する同社株式1万株の売却代金として 24 億 8,000 万円を収入（本市出資金5億円）

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

他の法人にも海遊館と同様の手法が適用できるものではないため、法人の状況や社会情勢に併せた見直し手法を検討する必要がある。

また、このような事例は頻繁に生じるものではないため、ノウハウを引き継げるようにする必要がある。

6. 他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

株式売却は多数事例が存在するものではなく、また、譲渡制限の有無、上場や非上場により、その対応は異なる。

海遊館の株式は譲渡制限付きだったので、次の流れにより株式を売却している。

・主要株主に本市保有株式の取得を打診

（譲渡制限付株式であり、会社の承認を必要とすることから、事実上、既存株主以外への株式売却は困難なため。）

・秘密保持契約の締結

（会社の経営情報や価格等の交渉にかかる情報管理のため。）

・株価算定を実施

（議会への提案、市民への説明責任を果たす観点から、株式の適正価格を算定するため。）

・売却価格の交渉

（議会への提案、市民への説明責任を果たす観点から、株式を適正価格で売却するため。）

・全株主に対する株式取得の意向確認

（売却条件の公平性、透明性を確保するため。）

・議会の議決

（本市では、「地方自治法第 96 条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（26 年 4 月 1 日施行）」により、「株式の売り払いでその予定価格が1億円以上のもの」が議決事件として追加されており、株式の売却にあたっては、議会の議決が必要。）

また、株式売却に併せて、貸付金の一括繰上償還を行っている。

（NTT－A型事業に基づく貸付けであることから、株式売却にあたり償還が必要であったため。）

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	大阪市総務局行政部総務課	連絡先	06-6208-7453